

飲料用紙容器識別表示ガイドライン

平成12年5月 制定
令和 7 年6月 改定

飲料用紙容器リサイクル協議会
[構成団体]
全国牛乳容器環境協議会
(一社) 全国清涼飲料連合会
(一社) 日本果汁協会
(一社) 全国発酵乳乳酸菌飲料協会
酒類紙製容器包装リサイクル連絡会
印刷工業会液体カートン部会

文書名：飲料用紙容器識別表示ガイドライン		作成年月	平成12年5月
履 歴 表			
No.	作成・改定年月	版数	改定内容(理由)
1	平成12年5月	1	自主表示識別マークとしてガイドラインを制定
2	平成18年6月	2	識別表示はあくまで分別を目的としたものであり、一歩進んでリサイクルの意識付けの標語を併記することを推奨するため。
3	令和7年6月	3	紙パックサイズ、形状の多様化に対応して、識別表示の方法(表示位置、標語の併記、色など)について見直しを実施。
4		4	
5		5	
6		6	
7		7	
8		8	
9		9	
10		10	
11		11	
12		12	

1 目 的

本ガイドラインは、飲料用紙容器（アルミ利用を除く）のリサイクルを一層促進するために、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下容器包装リサイクル法）の完全施行（平成12年4月施行、平成20年4月改正法完全施行）に対応し、事業者による自主的なリサイクルに係る情報提供を充実することによって、消費者の適切な分別排出を促すとともに、自治体の分別収集を円滑にすることを目的とする。

また、分別収集の対象となった「その他紙製容器包装」との混在等を回避し、分別収集適合物の品質を確保するとともに、分別収集を計画する自治体にとって消費者への啓発をしやすいことを目的とする。

2 識別表示の実施者

（1）対象者

飲料用紙容器リサイクル協議会の会員とし、実施は任意とする。

（2）責任

飲料用紙容器の製造事業者と利用事業者は、本識別表示に係る管理とその責を負う。

3 識別表示の基準

（1）対象とする飲料用紙容器

容器包装リサイクル法の飲料用紙容器「主として紙製の容器であって、飲料を充填するための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）」のうち、次の基準を満たすもので、容器包装利用事業者がその商品に使用するものとする。

〔基 準〕

- 1) 飲料用を目的として開発製造された容器であること。
- 2) 主に晒しクラフトパルプを原料とする高級白板紙を主たる素材として、両面にプラスチック樹脂等がラミネートされている容器であること。
- 3) 使用後の残留物が、水洗等により容易に除去可能な内容物用途に使用される容器であること。
- 4) 再生紙メーカーにおいて、紙パックと混在しても技術的に再商品化が可能な容器であること。
- 5) 口栓等付属物がある場合は、それを除去することによって上記の4基準を満たすことができる容器であること。

（2）識別表示の方法

1) 識別表示の基本

識別表示は、識別・分別に加えリサイクルを促進するため、「識別マーク」+「標語」を基本とする。
必要に応じ、「展開図」をつける。



【 識別表示例 】

2) 識別表示の位置

識別表示は、胴部に商品デザイン、スペース等を勘案して、識別表示が消費者に明瞭に見える位置に行う。また、義務表示の妨げとならない場所となるよう配慮する。

3) 識別表示(「識別マーク」+「標語」)の大きさ

① 識別表示(「識別マーク」+「標語」)の大きさは

17ミリメートル以上を原則とする。

② 飲料用紙容器へのレイアウト等を勘案し、次の大きさを目安とする。

・900ml 以上 21－41 ミリメートル

・900ml 未満 17－21 ミリメートル

ただし、900ml未満で、他の表示等のバランスやスペース的な制限がある場合は、識別マークのみの表示(12－15 ミリメートル)も可とする。

更に、200ml以下で、他の表示等のバランスやスペース的により大きな制限を受ける場合は、6 ミリメートル以上の識別マークのみの表示も可とする。

4) 識別表示の印刷

識別表示は、印刷で行い、ラベル等は使用しない。

印刷は単色とし、使用色の制限はしない。背景の色やデザインとの兼ね合いで見やすい色や位置を選定する。

4 運用・管理

本ガイドラインを基準として、飲料用紙容器リサイクル協議会が「清刷りデザイン」を作成し、自主的に管理、運用する。

5 制定および実施

① 本ガイドラインは、平成12年5月25日に制定し、平成12年7月1日以降、可能な商品から順次実施する。

② 定着時期は、平成15年3月31日を目処とする。

6 改 定

本ガイドラインは、実施状況等に応じ、飲料用紙容器リサイクル協議会が必要と認める場合には、所定の手続きを経て改訂する。

附 則

本ガイドラインは、令和7年6月に改定し、令和7年7月以降可能な商品から順次実施する。

以上